

！ 学校で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について

1 保健所による疫学調査の重点化に伴う学校の対応

オミクロン株の感染拡大を受け、学校で感染者が出た場合にも、原則として同居の家族以外は保健所の疫学調査の対象とならないこととなりました。お子様とご家族の状況によって、学校の対応が変わりますので、次の①～⑥の場合には、学校にお知らせください。

	お子様・ご家族の状況学校の対応	学校の対応
①	お子様の感染が確認された	治癒するまでの間「出席停止」
②	お子様が濃厚接触者に特定された (同居する家族の感染が確認された)	保健所が指定する待機期間「出席停止」
③	お子様が学校等から「感染の可能性がある方」としてリストアップされた	感染者と最後に接触した日の翌日から 5日間 (6日目解除) 「出席停止」
④	お子様がPCR検査または抗原検査を受けることとなった(濃厚接触者を除く)	検査結果(陰性)が判明するまでの間 「出席停止」 ※民間検査や保険適用外の検査を除く。
⑤	お子様に発熱や咳等の症状がある 同居する家族に未診断の発熱等の症状がある	症状が消失するまでの間「出席停止」 ※ただし、同居の家族が病院を受診して、新型コロナウイルス感染症ではない診断を受けた場合は、地域の感染状況等も踏まえて、お子様の出席の取扱いについて判断しますので、学校に相談してください。
⑥	「同居する家族が濃厚接触者となった」「同居する家族が『感染の可能性がある方』となった」などで、感染が不安	地域の感染状況等により出席の取扱い(「欠席」の扱いにしないことなど)について判断しますので、学校に相談してください。 ※登校を妨げるものではありません。

2 学級閉鎖等の考え方

学級閉鎖

- ① 感染者が1名発生し、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ② 同一の学級において、複数の感染者が発生した場合
- ③ その他、学校医の助言等を踏まえ、学校設置者が必要と判断した場合

学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

学校閉鎖

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

3 学級閉鎖の判断手順

学級で一人感染者が出た場合、学校が次の手順で対応し、学校設置者が学級閉鎖等の判断をします。

- ① 学校は、感染者と接触者のマスクの着用状況や活動状況等に応じて、感染の可能性のある児童生徒、教職員をリストアップ
- ② 学校は、リストアップされた児童生徒、教職員に対し、感染の可能性があるため、外出自粛や健康観察の協力を依頼
- ③ 学校は、学校医等と相談し、臨時休業の必要性、範囲、期間等の案を学校の設置者に報告
- ④ 学校の設置者は、学校からの報告を踏まえて、臨時休業等を決定
- ⑤ 臨時休業を実施する場合は、学校は、児童生徒及び保護者に対して周知